

令和 5 年度地方税制改正(案)の概要について

1. 個人住民税

- (1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（長期譲渡所得から 100 万円控除）について、要件の見直しを行った上で、適用期限を 3 年延長（現行令和 5 年度課税まで）

【要件の見直し】

- ① 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。
- ② 市街化区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合においては低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を 800 万円以下（通常 500 万円以下）に引き上げる。

- (2) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（市民税・通常税率 3%→特例税率 2.4%）について要件の見直しを行った上で、適用期限を 3 年延長（現行令和 5 年度課税まで）

【要件の見直し】

- ① 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外する。
- ② 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する。
 - ア 市街化区域
 - イ 市街化調整区域

- (3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（売却価額が 100 万円未満の肉用牛の売却所得に対する住民税免除）の適用期限を 3 年延長（現行令和 6 年度課税まで）

2. 固定資産税

(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設

【要件及び特例率】

- ① 前制度の「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置」を実質延長し、要件を一部変更して次のアからウの全てに該当するものとする。
 - ア 市町村の導入促進基本計画に適合するもの（前制度と同じ）
 - イ 導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの（前制度1%以上）
 - ウ 導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの（新規要件）
- ② 特例率
 - ・ 税額を2分の1に引き下げ（最初の3年度分）（前制度は税額0円）
 - ・ 賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合、税額を3分の1に引き下げ（最初の5年度分※）（新規特例）
 - ※令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分
- ③ 適用期限…令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設

【概要】

- ① マンションの対象要件…改正マンション管理適正化法に基づきマンション管理適正化推進計画を作成した市から、管理計画の認定を受け、かつ、次のアからウの全てを満たすマンション
 - ア 築後20年以上が経過している10戸以上のマンション
 - イ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施
 - ウ 修繕積立金を国基準以上に引き上げた場合（既に基準以上の場合は除外）
- ② 工事時期及び適用年度…令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に工事を実施した場合に、工事が完了した翌年度分を減税
- ③ 減額割合…固定資産税額（家屋）の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において条例で定める割合を減額

(3) バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設

【概要】

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業者が、EVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備及びその用に供する土地（バスを充電するスペース含む）に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設する。
- ② 特例率…税額を3分の1に引き下げ（最初の5年度分）
- ③ 適用期限…令和10年3月31日まで（5年間）
- ④ 施行日…改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行日から施行

3. 軽自動車税

(1) 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

車種	税率区分	適用基準		
		現行	令和6年1月以降	令和7年4月以降
電気自動車 天然ガス自動車等	非課税	—	—	—
ガソリン車	非課税	令和12年度 燃費基準 +75%以上	令和12年度 燃費基準 +80%以上	令和12年度 燃費基準 +80%以上
	1%	令和12年度 燃費基準 +60%以上	令和12年度 燃費基準 +70%以上	令和12年度 燃費基準 +75%以上
	2%	上記以外または 令和2年度 燃費基準未達成	上記以外または 令和2年度 燃費基準未達成	上記以外または 令和2年度 燃費基準未達成

(2) 軽自動車税種別割のグリーン化特例延長

燃費性能等の優れた自動車を新車で取得された翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減する特例（グリーン化特例）の適用期限を3年間延長する（現行令和4年度取得分まで）。ただし、2分の1への軽減は令和7年度取得分までを対象、4分の3への軽減は令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

車種・用途区分	特例割合	適用基準	適用期限
電気自動車 天然ガス自動車等 (いずれも用途問わず)	4分の1に軽減	—	令和7年度取得分まで
乗用営業車	2分の1に軽減	令和12年度 燃費基準 +90%達成車	令和7年度取得分まで (以降延長なし)
	4分の3に軽減	令和12年度 燃費基準 +70%達成車	令和6年度取得分まで (以降延長なし)

(3) 特定小型原動機付自転車の車両区分の創設

- ① 改正道路交通法において、現行の原動機付自転車から区分して新たに特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）が創設
- ② 令和5年7月1日施行予定
- ③ 軽自動車税種別割の税額は2,000円

4. その他

(1) 公示送達制度の見直し

【概要】

- ① 公示送達について、インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、または公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧とすることができる状態におく措置をとることとする見直し
- ② 適用時期については、他法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ、実施することとしている。